

原議保存期間	3年(平成33年3月31日まで)
有効期間	一種(平成33年3月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第38号
平成30年3月30日
警察庁交通局交通規制課長

運転支援の高度化に向けた交通規制情報収集・管理システムの整備について(通達)

警察庁においては、平成26年度から、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)事業の一環として「交通規制情報の活用による運転支援の高度化」に係る調査研究を実施し、各都道府県警察が管理する交通規制情報をデータとして集約して自動運転車両等に提供するための「交通規制情報収集・管理システムの標準仕様書(案)」(以下単に「仕様書案」という。別途送付予定)を取りまとめた。

各都道府県警察においては、管理している交通規制情報の一般提供の継続性を確保しつつ、車両の運転支援の高度化を図るため、平成33年3月までに、下記のとおり必要な措置を講じられたい。

記

1 調査研究の概要

調査研究は、各都道府県警察が管理する全ての交通規制情報を集約して、自動運転車両を含め広く一般に提供できるようにすることを目的として実施され、そのために必要な各種フォーマットの策定、システムの標準仕様書の取りまとめ等が行われた。

具体的には、交通規制情報のデータフォーマットとして、平成26年度に、各都道府県警察が管理する全ての交通規制情報の種別を網羅した「共通フォーマット」を策定し、続く平成27年度には、共通フォーマットを基にして、自動運転システムで交通規制情報を活用するために必要な水準を満たす「標準フォーマット」を策定した。

また、平成27年度・28年度においては、京都府警察が管理する交通規制情報を自動運転システムで活用できるようにするための「交通規制情報収集・管理モデルシステム」を構築し、平成29年度において、当該システムの運用評価を行ったほか、当該システムで収集・管理される交通規制情報の一般提供の方法等に関する調査検討を実施して、仕様書案を取りまとめた。

2 警察庁において講じる措置

現在、警察庁では、交通規制情報管理システムを運用し、各都道府県警察

の担当者が当該システムの端末装置に手入力した11種別の交通規制情報を、警察庁において一元管理しつつ、カーナビ事業者等に広く提供している。

今後、警察庁では、仕様書案（警察庁版）に従って交通規制情報収集・管理システムを構築して、平成33年3月に当該システムの運用を開始するとともに、現在運用している交通規制情報管理システムを廃止することとする（現在・今後におけるそれぞれのシステムの運用方法については、別添のとおり。）。

3 都道府県警察において講ずべき措置

この結果、警察庁において交通規制情報管理システムが廃止される時点までに、仕様書案（都道府県警察版）に従った交通規制情報収集・管理システムの運用を開始又は交通規制情報のデータを標準フォーマットにより警察庁に送信できない都道府県警察がある場合には、都道府県警察が管理する交通規制情報の一元管理が不可能となり、交通規制情報の一般提供ができないこととなる。

そこで、各都道府県警察においては、次の手順に従い、適切に仕様書案（都道府県警察版）に従った交通規制情報収集・管理システムを構築するなどして、平成33年3月から、車両の運転支援の高度化に資する交通規制情報の一般提供を開始できるようにすること。

(1) 新たな交通規制情報収集・管理システム又はプログラムの整備・調達

ア 現在、道路標識、道路標示及び信号機を管理する業務を効率化するため、独自のシステムを整備・運用している都道府県警察（以下「県内システム運用県」という。）であって、平成33年3月までに当該システムの更新を予定しているものにおいては、当該更新の際、仕様書案（都道府県警察版）に従い、交通規制情報のデータを標準フォーマット形式で出力できる交通規制情報収集・管理システムを整備すること。

イ 県内システム運用県以外の都道府県警察においては、平成33年3月までに仕様書案（都道府県警察版）に従い、交通規制情報のデータを標準フォーマット形式で出力できる交通規制情報収集・管理システムを整備すること。

ウ 県内システム運用県であって、平成33年3月までに当該システムの更新を予定していないものにおいては、平成33年3月までに当該システムから抽出される交通規制情報のデータを標準フォーマットに変換・出力するための変換プログラムを調達すること。

ただし、当該システムを今後更新する際には、仕様書案（都道府県警察版）に従い、交通規制情報のデータを標準フォーマット形式で出力できる交通規制情報収集・管理システムを整備すること。

(2) 新たな交通規制情報収集・管理システム又は変換プログラムの的確な運用開始

標準フォーマットにおいては、交通規制情報に対し、交通規制の位置及び方向を示す緯度・経度の情報を付与する必要があることに留意しつつ、平成33年3月までに交通規制情報の標準フォーマットによる出力が可能となるよう、新たな交通規制情報収集・管理システム又は変換プログラムの確かな運用開始に向けたデータ整備を図ること。

その際、道路標識、道路標示及び信号機に係る情報についても、各都道府県警察のシステムに入力して電子化するとともに、これらの情報と交通規制情報との関連付けを行うことにより、道路標識、道路標示及び信号機の効率的な維持・管理が図れるように配慮すること。

～別添省略～